

## 公の施設の指定管理者制度に関する運用指針

## 1 趣旨

この運用指針は、本県が設置する公の施設における指定管理者制度（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づく）の運用について、基本的な考え方を定めるものである。

## 2 指定管理者制度の導入に関する基本的事項

## (1) 公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定

公の施設の指定管理者の指定に関して、手續の共通化を図るため、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（通則条例）を制定した。

## (2) 指定管理者制度の導入の原則について

公の施設において、その管理に民間の能力を活用して、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることができる施設については、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合を除き、原則として、指定管理者制度の導入を図るものとし、現在直営で管理運営を行っている施設や、今後新たに整備を行う公の施設について、指定管理者制度導入に向けた検討を順次行う。

## (3) 指定管理業務の範囲について

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用して、住民サービスの向上と経費の節減等を図ろうとするものであることから、県は、指定管理者に委託する業務の範囲を明確にするとともに、指定管理者が創意工夫によりサービスの向上を図ることができるよう努める。

なお、施設管理業務と一体的に実施するのが効果的、効率的な事業については、原則として、指定管理業務として指定管理者に行わせるものとする。

## (4) 指定期間について

指定管理者の指定期間は、原則 5 年以内とし、公の施設ごとに設定する。ただし、初めて制度を導入する施設については 3 年とする。また、PFI 手法等によって施設整備及び管理運営が行われる場合は、その契約期間に合わせることもできる。

## 3 指定管理者の選定に関する事項

## (1) 指定管理者の公募の原則

指定管理者制度は、民間事業者まで含めた幅広い対象の中から、当該公の施設の管理運営を行うに当たって、最も適切な法人その他の団体を選定し、指定管理者として指定するものであるため、公募を原則とすることとし、合理的な範囲内で資格条件を付すことができるものとする。

なお、同種の施設が複数ある場合については、部分的に導入し、順次公募を拡大する。

また、以下の場合には、公募の原則の例外とするが、公募によらず指定される団体は、組織運営上の努力目標などを設定し、施設の効果的、効率的な運営に努める。

当該公の施設の所在する市町村、法人その他の団体と連携し、地域振興を図る観点から、現在管理を行っている法人その他の団体を指定することが適当と認められる場合

現在管理を行っている市町村等を指定することにより、効果的・効率的な管理運営が確保される場合

国等の通知により、管理の主体が示されており、当該公の施設の管理運営に適切な法人その他の団体が客観的に特定される場合

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき、P F I 手法によって施設整備及び管理運営が行われる場合

当初の設立目的を果たしたと認められる施設、民間と競合する施設などとして、廃止又は民営化の方向性が示された場合

(2) 説明責任の確保について

県は、指定管理者の公募から候補者の選定に至るまで、説明責任（アカウンタビリティ）を果たすよう努めなければならない。

(3) 募集方法

公募に当たっては、栃木県公報に登載するとともに、県のホームページに掲載し、公募要領をダウンロードできるようにしなければならない。

また公募は、施設ごとに行うことを原則とするが、住民サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性の観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせることが適当と認められる場合は、一括して募集することもできる。

(4) 募集期間（標準的なスケジュール）

公募に当たっては、公募要領配布開始後、適当な時期に現地説明会を開催し（要綱第 4 条）、質問の機会を設けるとともに、公募開始から受付開始までの周知期間と、申請の受付期間をそれぞれ 1 ヶ月以上確保することにより、民間事業者が十分な検討の下に事業計画等を策定できるように配慮するものとする。

|       |  |         |
|-------|--|---------|
| 4月～7月 | 公募要領の検討、選考委員会準備                        |         |
| 6月    | 設置及び管理条例の改正                            |         |
| 7月    | 公募の公告、ホームページ掲載、公募要領配布<br>現地説明会、質問受付・回答 | } 1ヶ月以上 |
| 8月    | 申請受付開始                                 |         |
| 9月    | 申請受付締切                                 | } 1ヶ月以上 |
| 10月   | 選考作業、指定管理者候補者の公表、選定結果通知                |         |
| 12月   | 債務負担行為の設定、指定の議決                        |         |
| 1月～3月 | 指定の公告、協定の締結、引継                         |         |
| 4月    | 指定管理者による公の施設の管理開始                      |         |

(5) 委託料上限額と利用料金制について

指定管理者による管理をより安定的に行うため、委託料については、指定期間中に支払う上限額を明示して、公募を行うこととする。

施設毎の委託料の上限額については、現在の管理実績等を勘案し、別途、定めるものとし、財政課協議事項とする。

利用料金制には、公の施設の設管条例の定める基本的な枠組み（利用料金の金額の範囲、算定方法等）の中で指定管理者が主体的に利用料金を設定できる承認料金制と、政策的な配慮等から、単に利用者が納付する利用料を指定管理者の収入とする利用料金制の2つの仕組みがあるが、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくする観点から、承認料金制の導入を積極的に検討する。

利用料金制を既に導入している施設については、公募要領で、利用料金設定の考え方について提案を求めるとし、利用料金制を導入していない施設については、利用料金制の導入について提案を求め、提案内容を適切に評価した上で、導入の可否について検討する。

(6) 指定管理者候補者の選定について

指定管理者候補者の選定に当たっては、選定の公正性及び選定過程の透明性を確保するため、選定方法、選考基準、選考委員会委員の専門分野等をあらかじめ公募要領で明示した上で公募を行い、選考委員会の意見を聴いて、選定するものとする。

委員会は、施設毎若しくは同種の施設毎に、所管部局の判断で設置することとし、原則として5名以内で、過半数を庁外の有識者及び学識経験者とする。（要綱第9条）

申請者が指定管理者の選考に関し、各委員に接触した場合若しくは接触しようとした場合は、当該申請者は失格とする。

委員会の率直な意見交換が損なわれるおそれがあること、また、法人その他の団体の信用情報に関する内容等が取り上げられる可能性があることから、選考委員会は非公開とする。

(7) 選考基準、配点について

選考基準については、あらかじめ選考委員会に諮った上で、当該施設の性格や特性を踏まえ、通則条例第5条に定める選定基準の項目ごとに、審査項目及び審査のポイントを設定し、それぞれ得点を配分するものとする。

選考基準は、公募要領に記載し、あらかじめ提示するものとし、配点については、指定管理者に求めるサービスの内容や指定管理者が行う業務の範囲（施設の管理のみか、事業の実施まで含むものか）等を踏まえ、適宜、設定するものとする。

(8) 結果の公表について

所管部局では、選考委員会の審査に基づき、指定管理者候補者の選定を行い、選定結果を公表する。また、申請者には結果を通知し、選定されなかった申請者に対しては、理由の提示を行う。

〔公表の基準〕

| 情報の内容          | 公表基準 |     |     |
|----------------|------|-----|-----|
|                | 募集中  | 締切時 | 選定後 |
| 委託上限額          |      |     |     |
| 選定委員会の委員数と専門分野 |      |     |     |
| 選定委員の氏名        | ×    | ×   |     |
| 審査基準等の内容と配点    |      |     |     |
| 現地説明会への参加者数    |      |     |     |
| 現地説明会への参加者名    | ×    | ×   | ×   |
| 応募者数           | ×    |     |     |
| 応募者名           | ×    | ×   |     |
| 指定管理者候補者の名称    |      |     |     |
| 応募者の項目毎の得点     |      |     | (1) |
| 選定理由           |      |     |     |
| 応募者の事業計画書等の内容  | ×    | ×   | (2) |

： ホームページに掲載するなど積極的に公表する情報

： ホームページには掲載しないが、公文書開示請求に対して公開する情報

×： 基本的には公表しない情報

(1)： 候補者以外の得点は応募者名と関連づけないよう、名前を伏せて公表

(2)： 企業情報に当たる部分は栃木県情報公開条例に基づき開示・非開示を判断

(10) 個人情報の保護について

県は、指定管理者及びその従業者、再委託先の事業者及びその従業者、それぞれの退職者まで含めて県民の個人情報の適切な保護が図られるよう、万全の対策をとらなければならない。

管理運営を通じて取得した個人情報の保護について、指定管理者には栃木県個人情報保護条例が適用され、個人情報の適正な管理を義務づけられ、従事者（その退職者を含む。）にも、個人情報の漏えい禁止義務が課せられることとなり、罰則も適用されるが、指定管理者から再委託を受けた者までは、その適用対象とならないことから、再委託先の事業者及びその従業者、それぞれの退職者まで含めて、個人情報を適切に保護する義務を負う旨を、協定書において定めることとする。

個人情報を保護するための具体的な仕組み、個人情報の取扱いを外部に委託する場合の監督体制、従業者に対する教育研修などは、選考に際しての評価の対象とし、個人情報保護の実効性を確保することとする。

4 施設の適切な管理運営の確保

(1) 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、事業報告書を作成し、県に提出しなければならない。事業報告書に記載する事項は以下のとおり。

- ・当該施設の管理業務の実施状況及び利用者の利用状況
- ・当該施設の使用料又は利用に係る料金の収入実績
- ・当該施設の管理に係る経費の収支状況
- ・前各号に掲げるもののほか、当該施設の管理の実態を把握するために所管部長が必要と認める事項

また、施設の規模、性格等に応じて、法定の事業報告書以外に、半期あるいは四半期ごとに業務進捗状況報告書の提出を義務づける場合は、様式を定め、公募要領に記載する。

#### (2) 自己評価

指定管理者には、利用者意見の把握と当該施設の特性に応じた自己評価を義務づけ、事業報告書と合わせて県に提出することとする。

自己評価については、アンケート等による利用者意見の把握及び、苦情・要望等への対応を反映させることとするが、その他当該施設に相応しい自己評価手法を事業計画書に盛り込み、選考委員会で評価することとする。

#### (3) 現地調査

所管部局は、定期及び随時に現地調査を実施し、管理運営が事業計画等で定められた水準を満たしているか、履行確認を行う。

#### (4) 管理運営状況の評価と評価結果の公表

所管部局は、事業報告書や自己評価の点検と現地調査の結果を踏まえ、指定管理者による管理運営状況の評価を行う。なお、評価に当たっては、必要に応じて外部有識者の意見を聴くものとする。

さらに、所管部局は、指定管理者による管理運営状況の評価結果を、自らの業務と指定管理者の業務にフィードバックし、指定管理者が提供する県民サービスが、より県民ニーズに適したものとなるよう努めるとともに、行政改革推進室において評価結果を取りまとめの上、ホームページにおいて公表する。

### 5 適用日

この指針は、平成20年3月25日から適用する。

平成21年度指定管理者制度導入見込

| 番号 | 施設名称                            | 所管部局    | 選定方法          | 指定期間<br>平21年4月～ | 現在の指定管理者   |                |
|----|---------------------------------|---------|---------------|-----------------|--|----------------|
| 1  | 栃木県総合文化センター                     | 県民生活部   | 公募            | 5年              | (財)とちぎ生涯学習文化財団   |                |
| 2  | 栃木県防災館                          |         | 公募            | 3年              | (直営)   |                |
| 3  | とちぎ男女共同参画センター                   |         | 公募            | 5年              | (財)とちぎ男女共同参画財団   |                |
| 4  | とちぎ青少年センター                      |         | 公募            | 5年              | アミークス&コンセーレ事業団<br>(財)とちぎ青少年こども財団(代表)、<br>(財)栃木県青年会館)       |                |
| 5  | 栃木県日光自然博物館                      | 環境森林部   | 非公募           | 5年              | (株)日光自然博物館   |                |
| 6  | 奥日光地区駐車場                        |         |               |                 |  |                |
| 7  | とちぎ健康づくりセンター                    | 保健福祉部   | 公募            | 5年              | (福)とちぎ健康福祉協会   |                |
| 8  | とちぎ生きがいづくりセンター                  |         |               |                 |  |                |
| 9  | とちぎ福祉プラザ                        |         |               |                 |  |                |
| 10 | 栃木県障害者保養センター那珂川苑                |         |               |                 |  |                |
| 11 | 栃木県母子福祉センター                     |         |               |                 |  |                |
| 12 | わくわくグランディ科学ランド<br>(栃木県子ども総合科学館) |         | 公募            | 5年              | (財)とちぎ青少年こども財団   |                |
| 13 | 栃木県産業会館                         | 産業労働観光部 | 非公募           | 3年              | (社)栃木県産業会館   |                |
| 14 | 栃木県立宇都宮産業展示館                    |         | 公募            | 5年              | (財)とちぎ県産品振興協会  |                |
| 15 | とちぎ花センター                        | 農政部     | 公募            | 5年              | (財)栃木県農業振興公社   |                |
| 16 | 栃木県なかがわ水遊園                      |         | 公募            | 5年              | (財)栃木県農業振興公社   |                |
| 17 | 栃木県鶏頂高原牧場                       |         | 公募            | 5年              | 全国農業協同組合連合会栃木県本部   |                |
| 18 | 栃木県霧降高原牧場                       |         | 公募            | 5年              | 酪農とちぎ農業協同組合  |                |
| 19 | 栃木県土上平放牧場                       |         | 公募            | 5年              | 酪農とちぎ農業協同組合  |                |
| 20 | とちぎ明治の森記念館                      | 県土整備部   | 非公募           | 5年              | 那須塩原市  |                |
| 21 | 栃木県総合運動公園                       |         | 非公募           | 3年              | (財)栃木県民公園福祉協会  |                |
| 22 | 栃木県井頭公園                         |         | 非公募           | 3年              | (財)栃木県民公園福祉協会  |                |
| 23 | 栃木県鬼怒グリーンパーク                    |         | 公募            | 5年              | (財)栃木県民公園福祉協会  |                |
| 24 | 栃木県中央公園                         |         | 公募            | 5年              | (財)栃木県民公園福祉協会  |                |
| 25 | 栃木県那須野が原公園                      |         | 公募<br>(前回非公募) | 5年              | (財)栃木県民公園福祉協会  |                |
| 26 | 栃木県みかも山公園                       |         | 公募<br>(前回非公募) | 5年              | (財)栃木県民公園福祉協会  |                |
| 27 | 栃木県日光田母沢御用邸記念公園                 |         | 非公募           | 5年              | (財)栃木県民公園福祉協会  |                |
| 28 | 栃木県日光だいや川公園                     |         | 公募<br>(前回非公募) | 5年              | (財)栃木県民公園福祉協会  |                |
| 29 | 栃木県とちぎわんぱく公園                    |         | 公募            | 5年              | (財)栃木県民公園福祉協会  |                |
| 30 | 県営住宅(足利地区9団地)                   |         | 公募            | 3年              | 県営住宅管理業務受託企業体<br>(足利宅地建物取引業協同組合(代表)、<br>(株)さくら屋、(有)あおいホーム) |                |
| 31 | 栃木県とちぎ海浜自然の家                    |         | 教育委員会         | 公募              | 5年   | (財)とちぎ青少年こども財団 |
| 32 | 栃木県なす高原自然の家                     |         |               | 公募              | 5年   | (財)とちぎ青少年こども財団 |
| 33 | 栃木県体育館                          |         |               | 公募              | 5年   | (財)栃木県体育協会     |
| 34 | 栃木県立日光霧降アイスアリーナ                 | 非公募     |               | 5年              | 日光市  |                |
| 35 | 栃木県グリーンスタジアム                    | 公募      |               | 5年              | (財)宇都宮市体育文化振興公社  |                |
| 36 | 栃木県立県南体育館                       | 非公募     |               | 5年              | 小山市  |                |
| 37 | 栃木県立県北体育館                       | 非公募     |               | 5年              | 大田原市   |                |
| 38 | 栃木県立温水プール館                      | 非公募     |               | 5年              | 小山市  |                |
| 39 | 栃木県体育館分館                        | 公募      |               | 5年              | 環境整備(株)  |                |
| 40 | 栃木県立しもつけ風土記の丘資料館                | 公募      |               | 3年              | (財)とちぎ生涯学習文化財団   |                |
| 41 | 栃木県立なす風土記の丘資料館                  | 公募      |               | 3年              | 那珂川町   |                |
| 42 | 栃木県交通安全教育センター                   | 警察本部    | 公募            | 5年              | (財)栃木県交通安全協会   |                |

非公募理由

当該公の施設の所在する市町村等と連携し、地域振興を図る観点から、現在管理を行っている法人その他の団体を指定することが適当と認められる場合

現在管理を行っている市町村等を指定することにより、効果的・効率的な管理運営が確保される場合

国等の通知により、管理の主体が示されており、当該公の施設の管理運営に適切な法人その他の団体が客観的に特定される場合

当初の設立目的を果たしたと認められる施設、民間と競合する施設などとして、廃止又は民営化の方向性が示された場合

同種の施設が複数ある場合については、部分的に公募することとする